

会 議 概 要

審議会等の名称		平成29年第2回市川市下水道事業審議会
開催日時		平成29年8月28日（月） 午後2時00分 ～ 午後3時15分
開催場所		市川南仮設庁舎 2階 会議室2
出席者	委員	森田会長、宮本委員、増田好秀委員、亀田委員、塚越委員、知久委員、井上委員、小川委員、小野委員、幸前委員、澤田委員、関委員、増田亨委員
	所管課	下水道経営課
	関係課	河川・下水道管理課、河川・下水道建設課
議題及び会議の概要		公開・非公開の別
1. 第1回下水道事業審議会の質問事項について（回答）		公開・非公開 ・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
2. 今後の下水道使用料について（補足説明）		公開・非公開 ・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開 ・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
傍聴者の人数	1 人	
閲覧・交付資料	資料1：第1回審議会の質問事項の回答 資料2：今後の下水道使用料について＜補足説明＞ 参考資料：市川市の下水道料金体系 今後の下水道使用料について（第1回審議会で使用した資料2）	
特記事項		
所管課	水と緑の部 下水道経営課（内線：5813）	

様式第3号別紙

平成29年度第2回市川市下水道事業審議会会議録（詳細）

- 1 開催日時：平成29年8月28日（月）午後2時～午後3時15分
- 2 場 所：市川市役所 市川南仮設庁舎 2階 会議室2
- 3 出席者：
委 員 森田会長、宮本委員、増田好秀委員、亀田委員、塚越委員、
知久委員、井上委員、小川委員、小野委員、幸前委員、澤田委員、
関委員、増田亨委員
市川市 中野政夫(水と緑の部長)、宮間政行(水と緑の部次長)、高久利明
(水と緑の部次長)、大塚信之(下水道経営課長)、金坂雄一
(河川・下水道管理課長)、八田一生(河川・下水道建設課長)、他
- 4 会議内容：
 - 1 第1回下水道事業審議会の質問事項について（回答）
 - 2 今後の下水道使用料について（補足説明）

《配布資料》

- ・資料1 第1回審議会の質問事項の回答
- ・資料2 今後の下水道使用料について〈補足説明〉

《参考資料》

- ・市川市の下水道料金体系
- ・今後の下水道使用料について（第1回審議会で使用した資料2）

【 開会前 審議会の成立の宣告 】

森田会長

みなさん、定刻になりましたので、始めます。

こんにちは。相変わらず暑い中、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

まず、ご報告致しますけれども、委員15名中のうち13名の委員の方が出席されておりますので、下水道事業審議会条例第7条第2項の規定によりまして、本審議会が成立したということでご報告申し上げます。

本日は、竹内委員及び杉浦委員が所用により欠席です。

それから、亀田委員が今回始めてですので、自己紹介をお願いします。

(亀田委員のあいさつ)

森田会長

ありがとうございます。

【 午後2時00分開会 】

[次第1. 開会宣言]

森田会長：

それでは、只今から平成29年度第2回市川市下水道事業審議会を開会致します。

審議に入る前に、前回もそうでしたけれども、会議の公開につきまして、本日、傍聴希望の方がいらっしゃいます。傍聴につきましては、「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」の第6条に基づきまして原則公開となっております。本日の案件につきましては、個人に関する情報等の非公開情報部分がありませんので、本日の審議会は公開として傍聴を認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

では、傍聴人を入室させてください。

(傍聴人入室)

それでは、資料の確認を致します。事務局より資料の確認をお願いします。

事務局： 下水道経営課の藤田でございます。本日は、よろしくお願い致します。

それでは、早速、本日の審議会で説明に使用致します資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

《配布資料》

- ・資料1 第1回審議会の質問事項の回答
- ・資料2 今後の下水道使用料について<補足説明>

《参考資料》

- ・市川市の下水道料金体系
 - ・今後の下水道使用料について(第1回審議会で使用した資料2)
- 事務局からは、以上でございます。

[次第2. 第1回下水道事業審議会の質問事項について(回答)]

森田会長： それでは、審議に入りたいと思います。

お手元の会議次第で、審議につきましては、2点あります。

1回目の審議会のときの質問事項についての内容と下水道使用料についての補足事項、次第の2と3となっております。

1つの説明が終わりましたら、その度毎に審議したいと思います。

それでは、次第2の前回審議会の質問に対する回答を事務局からお願いします。

下水道経営課長： 下水道経営課長の犬塚でございます。

前回の審議会で、3名の委員の方より質問を受け、回答が保留となっているものについて、お答えさせていただきます。

それでは、「資料1」のご用意をお願いします。

1ページをご覧ください。

<1ページ>

はじめに、市川市の下水道料金体系になります。

<2ページ>

2ページ目に料金の算定基準をお示しさせていただきました。

本市の料金体系は、基本料金と使用水量に応じて、料金の算定を

行うものとなっており、使用水量が多くなれば、1m³当たりの単価も上がる累進従量制となっております。

表にありますとおり、10m³までが基本料金として900円、11m³から20m³までは、1m³当たり143円、21m³から30m³までは、1m³当たり163円となっております。31m³以上の単価については、表の通りとなっております。次に、3ページをお願い致します。

<3ページ>

こちらは、仮に、60m³使用した場合の計算式となっております。下水道料金は、2ヶ月に1度請求がある上水道の使用量を基本としております。

まず、計算式ですが、60m³を2ヶ月に分け、1ヶ月毎に30m³ずつ計算を致します。

30m³の計算としましては、10m³以下の場合は900円、11m³から20m³の場合、1m³当たりの単価が143円なので、10m³で1,430円、21m³から30m³の場合、1m³当たりの単価が163円なので、10m³で1,630円となります。

ここまでの合計が3,960円となり、これに消費税を掛け合わせると4,276円となるので、2ヶ月分を合わせると8,552円となります。

次の4ページには、下水道使用料の料金の例を掲載しております。

<4ページ>

例として、使用水量が20m³の場合は、2ヶ月で1,944円、40m³の場合は5,032円、60m³の場合は8,552円となります。

先程申し上げました通り、累進従量制としておりますので、1m³当たりの単価は、使用水量が増える程高くなり、単純に水量が倍となれば、料金が倍となる訳ではございません。

次に前回ご質問をいただいた2点目の質問についてです。

仮に、使用料単価を153円から160円に上げた場合の一般家庭への影響額と試算についてとなります。

5ページをご覧ください。

<5ページ>

これは、使用料の対象となる総水量である有収水量が同数値と仮定しまして、どの使用料にも同じ率で使用料を上げた場合として、試算しております。

算出の仕方としましては、使用料単価は、使用料収入を有収水量で割った数値となりますが、その使用料単価を160円に上げるため、有収水量に単価160円を掛けて試算しますと、使用料収入は、約48億円から約50億円となり、2億円程の増収となります。

その伸び率を元に使用料に掛け合わせまして、影響額を試算致しますと、基本料金では現行の900円であったものが937円、超過料金では、11 m^3 から20 m^3 の単価143円が148円、21 m^3 から30 m^3 の単価163円が169円となる見込みです。

6ページをご覧ください。

<6ページ>

こちらの表は、20 m^3 、40 m^3 、60 m^3 での影響額を試算したもので、20 m^3 の場合は、2,024円となり、実質の影響額は80円、40 m^3 では5,220円となり、影響額は188円、60 m^3 では8,870円となり、影響額は318円と試算されます。

<7ページ>

次の7ページにつきましては、値上がりした単価を用いて、60 m^3 をご使用になった場合の計算式を例示しております。

次に、8ページの地方債の役割になります。

<8ページ>

地方債の役割として、大きく2点あります。

1点目は、「住民負担の世代間の公平」になります。

これは、公共下水道などを建設した場合、当該施設の効用は、その耐用年数に応じて、長期間に渡って発揮されます。

このため、現在使用される住民だけでなく、将来使用する住民にも、その便益の効果が及ぶことから、建設にかかる費用を建設当時の住民にのみに、求めるのではなく、地方債を活用することにより、将来、便益を受けることとなる後世代の住民にも負担してもらうことにより、公平性が保てるとの考えにより、制度が設けられており

ます。

また、2点目として「財政収支の年度間の調整」があります。

公共施設の建設など、多額の事業費を必要とする事業については、地方債を活用することにより、財源を確保すると共に、円滑な事業の執行が可能となります。

また、後年度に耐用年数に合わせた償還となるため、平準化ができ、計画的な財政運営が可能となります。

このような考えのもと、地方債の制度が設けられており、下水道をはじめとして、多額の費用を要する市の様々な建設事業において、活用を図り、事業運営を進めております。

下水道の他、参考として一番下に記載してありますが、下水道では30年間償還、小中学校の建物では25年間、ごみ処理施設、クリーンセンターでは15年の償還ということで事業運営を進めております。

前回の質問についての回答は、以上となります。

[次第2の質疑応答]

森田会長： 事務局からの説明をどうもありがとうございました。
前回、質問された方は、事務局からの回答でよろしいでしょうか。
或いは、まだ、よく分からないという追加の説明をしてほしいとか、ご質問があれば承りたいと思います。

小野委員： はい。(挙手)

森田会長： 小野委員、どうぞ。

小野委員： 質問に答えていただいてありがとうございました。
6ページに60㎡で8,552円が8,870円で、318円上がりますということですが、7ページの方も、下水道使用料合計8,870円で、いくら上がりますと、できれば書いていただくと分かり易いです。
ですが、だいたい分かりました。単純に上がるのではないということが分かりました。ありがとうございました。

森田会長： 他には、いかがでしょうか。

(質問等なし)

森田会長： 他に、ないようですので、次の議題に進みたいと思います。
次第の3.「今後の下水道使用料について」を事務局から、ご説明をお願いします。

[次第3.今後の下水道使用料について(補足説明)]

下水道経営課長： 引き続きまして、資料2に基づきまして、今後の下水道使用料について補足説明をさせていただきます。

資料2をご覧いただきたいと思います。

前回に引き続き下水道使用料について、ご審議をしていただくに当たり、改めまして、下水道事業を取り巻く環境や、その対応策として国から要請を受けていること、本市の考え方について、ご説明させていただきます。

1ページをお願い致します。

< 1 ページ >

はじめに、本市を含め全国的に共通の問題となっていることとなります。

1点目として、大量更新時期の到来、老朽化対策になります。

これは、昭和40年代から建設を進めてきた下水道施設が、一般的に言われている耐用年数の50年に近づき、老朽化が進行し、今後、更新等の増加が大幅に見込まれることとなります。

次に、2点目として、人口減少社会の到来があります。

国立社会保障・人口問題研究所の報告によれば、2040年、平成42年には、公共下水道実施団体の約9割以上で人口が減少し、この影響から、今後、下水道使用料収入が減となり、経営が悪化することが想定されております。

このようなことに対応するため、国では、下水道への地方公営企業法の適用と経営戦略の策定の2点について、全国の自治体に対し、要請をしております。

公営企業法の適用につきましては、経営基盤の強化と財政マネジ

メントの向上に的確に取り組むため、資産や負債を網羅的に把握できる企業会計方式を導入するもので、こちらについては、現在、本市でも来年4月からの適用に向け準備を進めております。

また、もう1点の経営戦略の策定は、老朽化に伴う更新投資の増大や、人口減少に伴う料金収入の減少等、経営環境が厳しさを増す中で、将来に渡り、必要な下水道サービスを安定的に供給するため、将来の見通しを踏まえた中長期的な経営の基本計画を策定し、経営基盤の強化を図ることが求められています。

この計画については、本市では、現在、未着手となっておりますが、平成30年度から31年度の2年間で策定する予定となっております。

続きまして、2ページをご覧ください。

<2ページ>

こちらは、市川市の下水道管渠の状況になります。

本市では、昭和36年から菅野処理区の単独下水道、昭和47年から江戸川左岸流域下水道に着手し、平成27年度末の管渠延長は、約450kmとなっています。450kmというのは、だいたい京都位の距離になります。

このうち、既に国が示す標準耐用年数を経過した延長は約19km、全体の約3%を占めていますが、10年後には約70km、全体の16%となり、20年後には約175km、全体の約40%が耐用年数を迎えることとなり、本市でも老朽化の対策が急務となっております。

次に、3ページをご覧ください。

<3ページ>

本市では、平成28年度末で、下水道普及率は約73%であり、早期に整備を進めていかなければなりません。

そのような中で、2ページでご説明した通り、今後は、老朽化が進むことから、下水道施設の老朽化対策に取り組む必要があります。

こちらの表は、下水道施設の老朽化対策に本格的に着手した場合の減価償却費等の上昇に関するイメージ図になります。

下水道を新規に建設した際には、当然、減価償却費も発生しますが、新たな供用開始区域が生まれることから、新規の料金収入も入ることとなります。

しかし、老朽化対策を進める際には、初期投資時期より、物価の上昇などにより投資額が上昇すること、また、老朽化が一気にくることにより、投資額が集中し、減価償却費が急激に上昇する一方で、新たな下水道料金は増加しないことから、収支が大幅に悪化する懸念があります。

このようなことから、国においては、冒頭で説明した地方公営企業法の適用と経営戦略の策定を各自治体に要請し、経営の健全化に向けた対策を進めているところです。

続きまして、4ページになります。

<4ページ>

こちらは、公営企業会計の移行により、取得が可能となる情報を示したものです。

公営企業会計へ移行することにより、損益計算書においては、当該事業年度における収益と費用の状況を明らかにすることができ、このことにより、当該事業がどのような経営活動によって、どれだけの経営成績を上げたかを知ることができるようになります。

また、貸借対照表においては、一定時点における保有する資産と負債等の財産状況を把握することにより、資産の調達資金が、どの程度、将来返済が必要な借入金等で賄われているかといった財政状態や資産の老朽化度を知ることができるようになります。

これらの会計情報により、現在の下水道特別会計と比べ、事業の経営状況や財政状態をよりの確に把握できるようになり、コストを適切に反映させた料金算定や、中長期的な財政状態を見据えた投資計画の作成などが可能となります。

次に、5ページの経営戦略の活用になります。

<5ページ>

経営戦略の大きな目的としては、施設の老朽化に伴う更新費用の急増に備えるため、施設の長寿命化など費用の平準化に向けた対策や、資本費の抑制のための投資の合理化、効率化の取り組みを前提として、10年以上を基本とした収支計画を立てることとされております。

この計画の中で、経営改革、経営努力を行った上で、なお、財源が不足し、現在の料金水準で賄うことが困難である場合は、料金改

定等を検討し、将来の費用の急増に備える必要があるとされていますが、現在、市川市では「投資資産の検討」のところになります。新設事業と総合地震対策に関する計画はあるものの、長寿命化対策、老朽化に関する計画はなく、来年度から計画策定に着手する予定となっております。

次に、6ページになります。

<6ページ>

今後の料金算定のあり方になります。本市では、下水道の普及率が70%前半であるため、今後も、新規の投資額が見込まれます。

その上に、今後、先程お話ししたように、老朽化による更新投資の増加が見込まれます。

更新投資に関わる費用が増加した場合は、減価償却費等の急増につながり、料金水準の大幅な引き上げ、或いは、一般会計からの多額の市税の投入が不可欠となり、世代間の負担の公平性が損なわれることとなります。

このため、今後の料金算定にあたっては、新たな対応として、下水道料金の算定原価に、施設の老朽化に掛かる費用を見込み、料金算定を行うことが必要となってきます。

<7ページ>

次に、7ページの市川市公共下水道の経営の実績と今後3カ年の予測になります。

平成24年度から28年度については実績の決算ベースの数値となります。平成29年度以降から32年度までは推計になります。

今後の3カ年の試算では、あくまで新規事業と総合地震対策をベースにしたものになりますが、資本費の算入率では平成29年度の見込みに対して、3年後の平成32年度までは改善傾向が見られ、独立採算制となる100%にいかないものの、経営の良化が見られるようになっております。

また、使用料単価は、国の方針である1㎡当たり150円を維持しており、今後も改善傾向で推移すると見込まれており、経営状況については概ね良好に推移すると思われれます。

しかしながら、資本費、借金の返済となりますけれども、流域幹線の整備に伴い、整備可能区域が拡大していることにより、未普及

地域の整備を早急に進めていくことから、将来的には、設備投資に伴う増加が予想されているところであります。

次に、8ページになります。

<8ページ>

こちらの表は、前回の審議会でも、お示したのですが、将来的には、財源が不足する見込みのグラフとなっております。

平成26年度当時において、新規の建設費をメインとして、試算したものとなっておりますが、先程も触れましたが、本市では、今後、千葉県が整備を進めている江戸川第1終末処理場の進捗にもよりますが、新規管渠の早期整備対策と既設管渠の老朽化対策を同時に進める時期がくることから、維持管理費と資本費が増える一方で、人口減少の影響等から使用料収入は伸び悩み、今後、収支の悪化が懸念されるところであります。

このような収支が予想される中、中長期に渡り、安定した事業運営を行うためには、将来の老朽化対策費用を考慮した料金体系を検討し、内部留保を充実されることにより、更新費用の増大時期に備える必要があります。

最後の9ページをお願い致します。

<9ページ>

こちらは、市川市としての今後の方向性になります。

本日、これまでの説明の中で、本市の状況について説明しましたが、公営企業会計の適用については移行中であり、平成30年度には、損益や資産の情報が今より明らかになります。

また、来年度以降、策定する経営戦略においては、下水道施設の長寿命化計画を反映した中長期的な収支計画を検討していきます。

その中で、収支不足が生じた場合には、下水道の利用者の方に状況をお知らせした中で、ご理解をいただき、改めて適正な料金改定を提案してまいりたいと考えております。

今回、下水道使用料の審議に際し、現在の下水道を取り巻く環境と市としての今後の料金のあり方についてお時間をいただき、説明させていただきました。

以上になります。

[次第3の質疑応答]

森田会長： はい、ありがとうございました。今後の使用料についてご説明いただきましたが、ご質問、ご意見があれば伺いたいと思います。

増田(好)委員： はい。(挙手)

森田会長： どうぞ。

増田(好)委員： 平成30年以降の事業の試算を行っているということですが、2ページ目のところに下水道管渠の状況で50年経過以上経過したものとか、40年以上のものとか割合が出ているんですけど、この50年以上経過した下水道の管渠については、エリア毎とか、細かい場所とか、年度毎に全て把握しているという理解でよろしいですか。

それとも、過去のはざっくりしか把握していなくて、直近のものは何年度以降なら把握しているとか、その辺りをお聞きしたいです。お願いします。

森田会長： 事務局、お願いします。

下水道経営課長： 下水道管渠につきましては、工事地区が分かりますので、このエリアは、だいた何年位が経過したというのは把握しております。

森田会長： 増田委員、どうぞ。

増田(好)委員： もう一步進めて、例えば、昭和36年はこの辺りで作られているとか、昭和37年はこの辺りで作られているというもので把握しているのか、または、誰かが、だいたいまとめたものがあるって、そういうので分かっているとか、どういうレベルで分かっているのかと思います。

試算するときの正確性に関わってくると思いますので、どの程度把握しているのかお聞きします。お願いします。

森田会長： 事務局、お願いします。

下水道経営課長： 毎年度この辺を工事したというのは、工事資料が残っておりますので、このエリアは、だいたい何年位に作ったかは把握できております。

森田会長： 増田委員、どうぞ。

増田(好)委員： おそらく、直近のものは、そういう風に把握されていると思いますが、例えば、50年前とか60年前とかのものは本当に大丈夫なのかという意図を持って質問させていただいております。

本当に昭和36年、37年と38年も直近のものと同じようなレベルでデータを持って把握しているということによろしいですか。お伺います。

河川・下水道
管理課長：

河川・下水道管理課長の金坂です。

昭和36年の建設と申しますと、主に菅野処理区が対象になっておりまして、これについては、最近なんですけれども、長寿命化の調査というものがありません。

その中で、この管は何年なのかというのを調査して把握しております。よろしいでしょうか。

森田会長： よろしいですか。

増田(好)委員： はい。

森田会長： それでは、宮本委員、どうぞ。

宮本委員： 資料2の9ページの「今後の方向性」で2つ書かれている部分ですが、いわゆる老朽化の調査は、今、事務局からお話があり、調査しているところということですのでけれども、平成30年度から、実際に、老朽化対策を行っていくということでしょうか。

それとも、平成30年度から計画を作っていくということでしょうか。

下水道経営課長： 計画の方は、平成30年度から作るんですけども、それと並行致しまして、老朽化の実態については、再度、来年から老朽化の計画も立てる予定となっております。

老朽化の調査をかけながら、経営戦略も2年程かけて立てていく予定となっております。

宮本委員： それでは、実際に老朽化対策を施すというのは、何年後からなんでしょうか。

下水道経営課長： 実際に、工事とか委託に入っていくのは、平成32年度以降ということになります。

森田会長： 宮本委員、どうぞ。

宮本委員： 分かりました。

では、ちょうどその頃、公営企業会計が移行して全部終わっている時期ということですね。

料金改定をこれからやらざるを得ない状況にあるかと思いますが、老朽化対策で、いくらかかるかも、その頃に総額として、計画が終わって出てくる時期と思いますが、その時点での料金を再度算出という話であれば、充分、理解を得られる話と思いますが、料金の値上げが先で、計画を後からということはないですね。

下水道経営課長： 全体的な事業費が見えまして、それで真に不足するものを使用料の値上げでお願いしていきたいと考えておりますので、先に料金の値上げということは、考えておりません。

宮本委員： よく分かりました。

森田会長： では、塚越委員、どうぞ。

塚越委員： 3ページの説明をお聞きますと、今後の経営や住民サービスが不安視されるのですが、公営企業会計の経営戦略が出来るまでは、値上げをしなくて大丈夫ということで受け取って良いですか。

長中期的には、下水道使用料を値上げせざるを得ないとおっしゃ

っているのですが、長中期の期間とは、いつ頃のことなのか見えません。

それから、先ほどの資料1の6ページで、ご説明があった料金体系とは当然違った値上げ率が出てくると思います。この値上げ率ですと年間1,800円位で済むところが、耐震性とか老朽化とかを考慮した金額を考えていくと、値上げ率をもっと高くなることを心配しております。

また、どれ位の期間で値上げすることを予測しているかを教えていただければと思います。以上です。

下水道経営課主幹： 下水道経営課の松井です。

今、お示しできる具体的な数字が出ていないのですが、それを出すためにも、30年度、31年度と期間をかけた上で、今後の老朽化対策にどれ位の費用と期間が必要なのか、新規でこれから整備することにつきましても、どれ位の費用と期間をかければいいのかについて経営戦略という形で、30年度と31年度で整理させていただいて、その上で適切な使用料を考えていきたいと思っております。

ご説明させていただきました通り、すぐに使用料を値上げしないと赤字でどうしようもないという状況にないということは確かです。

ですが、前回申し上げました通り、現在は新規の整備が、外環絡みもありまして停滞気味になっておりますので、新しい借り入れは、発生していないという状況に伴い、過去の投資分についての地方債という借入金の返済がどんどん進んでおり、年々、利息の負担が少なくなってきております。

従いまして、経営状況は、ここ数年は良くなってきている状況です。

但し、今後、新規の整備を進めていきますし、老朽化した施設について長寿命化が始まり、使用料が充てられない工事の負担がありますと、地方債に頼り、返済額が上がってくるのが予想されます。その時点では、それ相応の使用料を値上げざるを得ません。

そのときになって、慌てて不足分の使用料を上げましょうということになっても、その時点の住民の方々にかかなり重い負担がかかってしまいます。

そうすると、10年後、20年後の方々いきなり負担を求めるより

は、今の世代から、長期的な戦略に基づいて、将来の分を少しずつ上乗せした使用料として、値上げさせていただきたいということです。

ですが、そういう資料については、まだ、出来ておりませんので、2年程お時間をいただきたいと思いますということになります。

下水道経営課長： それともう1点なのですが、私達が作ろうとしている経営戦略が概ね10年以上の計画となります。

その中で、将来的に、料金の不足が見込まれる場合、一気に値上げする場合、段階的に値上げする場合など色々な手法がありますが、国においても、そのような計画を作っていく中で、そのままにしないで、その時々の方勢に合わせた料金改定をするようにしております。

それで、1回見直したから、その通りに値上げするというのではなくて、3年ないし5年の間に見直しまして、もし、そこで、使用料料金に不足を生じるようであれば、丁寧に説明をした中で、値上げのお願いをしていきたいと考えております。

塚越委員： ありがとうございます。資料1の6ページは、住民の方も納得しやすい数字だと思います。

値上げしない方がいいに決まっているとは思いますが、お金が不足し、値上げせざるを得なくなったときに、値上げ幅が大きいと住民の承認がなかなか得られないかなと思いました。

下水道経営課長： 値上げといっても、単に値上げするだけではなくて、その前に内部的なコストの削減を行うとか、下水道使用料は、一部納めていただけない方もおりますので、そういう収入未済もありますので、きちんと徴収する態勢をとって、収入未済を圧縮するように努めていき、より良い形にもっていきたいと考えております。

森田会長： よろしいですか。

塚越委員： はい。ありがとうございます。

森田会長： では、他にありますか。小野委員、どうぞ。

小野委員： 7ページの回収率の問題で、経費回収率のパーセントが出ておりますが、平成29年度が95%、32年度が99.7%と計算されていますが、回収をやればこういう予測ということなんでしょうけれども。回収に苦労されていると思いますが、今のままですと、100%回収ができないと思いますので、回収率を上げるために、具体的な施策がどういうふうになっているのか。今後どうしていきたいか、教えていただけますでしょうか。

下水道経営課長： 小野委員のご質問は、収納率のことですか。

小野委員： ここに書いてある経費回収率です。

下水道経営課長： 経費回収率というのは、下水道使用料で、污水处理費がどれ位賄われているかという数字です。

例えば、下水道使用料で1億円予算を取りましたが、実際には、9,500万円の収入しかなかったとすると、それを下水道の収納率と言いまして、その場合は95%ということになります。

下水道使用料の収納率であれば、市川市の場合は現年度分であれば、98%程になります。例えば、1億円を徴収するという事であれば、9,800万円は徴収できていることになり、逆から言いますと、残り200万円については、徴収できておりませんので、その収納対策は、資産があるにも関わらず納めない方については、差し押さえの通知をしたり、預金調査もして、徴収する手法もっております。

経費回収率は、下水道使用料で污水处理費が賄われているかということですので、収納率とは違います。

小野委員： 分かりました。

森田会長： では、他に。澤田委員、どうぞ。

澤田委員： 資料2の9ページに「下水道の長寿命化対策（老朽化対策）」とあります。

一般的に機械とか建物とかの長寿命化対策というと、計画修繕等で行ってということが考えられるのですが、下水道の場合にはどう

いう対策がとられるのでしょうか。

老朽化と書いてありますが、老朽化の場合には交換ということでしょうか。老朽化対策というのもあると思うんですが。

長寿命化対策と老朽化対策は同じなんでしょうか。そのへんをお伺いしたいと思います。

水と緑の部次長： 水と緑の部の高久です。

下水道管の交換だと更新ということですが、一般的に下水道管の長寿命化対策というと、これからの時代は、なるべく更新しないで今あるものを長く使おうという考えの下にやっていった方が、全体的に安くすむということになります。

これからやろうとしていることは、例えば、下水道管の内側に、ある樹脂を巻きつけて、新しい管と同等の強度にしていこうということです。一般的に50年と言われているものを、例えば、70年持たせるような対策をしております。そのようなことが、一般的に行っている管渠の長寿命化対策です。

森田会長： よろしいですか。

澤田委員： はい。

森田会長： では、他に。塚越委員どうぞ。

塚越委員： 下水道の徴収は、民間委託をしているかと思いますが、未収金の徴収に関しても民間の委託会社が徴収をしているのですか。

下水道経営課長： 下水道使用料の徴収については、民間の業者に委託しております。それで、滞納が発生した場合についても、民間業者に個別訪問をして徴収するようお願いしております。

ただ、差し押さえについては、民間業者では出来ませんので、市の職員が資産の調査を行いまして、1件ずつやっているのが実情です。

森田会長： よろしいですか。

塚越委員： はい。ありがとうございます。

森田会長： では、どうぞ。

小川委員： 小川です。色々ご説明ありがとうございました。

独立採算と言ってしまうえばそれまでですが、下水道料金を設定していく過程で、水道料金との対比っていうのは、考慮することはありますか。

つまり、全く関係なく下水道の方は、構成要素を加味して、下水道料金を設定する。そうした場合に水道料金がどういう体系になっているかを、あまり考えずに決められるということでもよろしいですか。

下水道経営課長： 水道料金と下水道料金の計算式のことですが、一般的にそれは関係なく、下水道は下水道で、国からこういう考えの基というのが示されておりますので、それに基づいて算定するようになります。

小川委員： バランスは、大きく隔たらないということでもよろしいでしょうか。

下水道経営課長： 上水道も、下水道も、どの家庭でも使いますが、下水道料金の場合は、普及率というのがありまして、市川市では、実際に下水道が入っている所も、下水道が入っていない所もあります。そういう風なものとする将来的な予測を立てながら、料金設定をしていくこととなります。

従いまして、上水道料金を参考にするという事は、これから先もないと思います。

小川委員： ありがとうございます。

森田会長： よろしいですか。澤田委員どうぞ。

澤田委員： 5ページ目の公営企業会計についてなんですけれども、公営企業会計の決算が出ますと、監査が行われると思います。

また、ディスクロージャーが行われると思いますが、その方向は、どういうふうな形にされますか。

下水道経営課主幹： 松井です。

監査等はこれまで通りありますが、その場合の会計も公営企業会計で、発生主義の複式簿記会計で行われることになります。

澤田委員： 監査役とか、監査人とか、公認会計士とか。監査は、誰がやりますか。

下水道経営課長： 特別に監査役員とかは、置かないのですが、市川市には、監査委員事務局という組織がありまして、毎年度、決算が終わった段階で監査委員事務局が事情聴取を行っております。

その監査委員事務局の中には、公認会計士の方がおりますので、監査委員事務局に資料を提出して、私どもが出席して事情聴取される形になっております。

澤田委員： 市川市であって、第三者とは必ずしも言い切れない、第三者位ですね。

ディスクロージャーはどうなっていますか。

下水道経営課主幹： ディスクロージャーは、現在でも、ホームページ上で公開されておりまして、移行後も、同じように、広く市民の方々に公開していきたいと思っております。

下水道経営課長： 先程申しました監査委員事務局の監査委員の件ですが、4人程おりまして、市川市の議会で同意を得た方となっております。

森田会長： 他には、よろしいですか。

澤田委員： はい。

森田会長： 増田(亨)委員、どうぞ。

増田(亨)委員： 「今後の下水道使用料について」ご意見を伺いたいとのことで、諮問をいただいているので、その諮問に沿ってやっていただければいいだろうと思っております。

前回の資料の17ページの中に経営比較分析表という記載がありました。この経営比較分析表というのが、県の市町村課から26年度末までが公表されています。市川市だけでなく、周辺の市町村も含めて出ています。

市川市は結構良い線いっているんですよ。他の市町村はかなり苦しいことが見ていくと分かると思います。

先程、管渠の改善率についても、この中の表に出ていて、26年度末で0.02%から0.04%に改善しています。

これから更新とか長寿命化というものが出てきます。これから平成30年度に向けて経営戦略を作っていく中で、それらを考えていただければ良いと思います。

下水道の使用料単価の改正については、そういったものを見てやるべきだと思います。

今回については、現状維持で進めるべきではないのかと考えています。

何故かと言いますと、3年毎に料金改正をするので、3年前と今の状況を比較すると何が変わりましたかということの説明責任上、多分、説明できないのではないのかなと思います。

公営企業会計に移りましたから、料金が上がりますというのは、とんでもない話で、これから作成する戦略的な経営の中で、更新の時期がはっきりして、それで、単価が増えていくんだということであれば、一般の方も理解できると思います。

また、他の都道府県でも、公営企業会計のチェックをやっているのですが、見ていくと、交付団体がほとんどで、一般会計の中で、地方交付税が措置されている所があったので、地方交付税を差引けば料金が安くなるのかなと思ったら、市川市は、不交付団体なので、それもできない。

次に何をやるかというということで、借入金です。繰上げ償還の話が前回出たのですが、それもできない。

それだったら、過去の借入金について、借換債を使えないかなと考えました。金利が高いのであれば、借換債を使って金利の安い今のものに借り換えればかなり支出が押さえられるかなと思います。

市川市で出来るかどうか、私は分からないので、検討していただければと思います。

結論から申し上げますと、今の段階では、料金の改定については

なりました。

但し、単純に借換えが出来たわけではなく、国から色々な制約がありまして、それをクリアしたものだけしか借り替えができませんでした。

平成25年度以降は、そのような借り換えの制度はありませんので、この先、借り換えが出来ないという状況になっています。

平成2年度位に借りた高利なものが2本位ありまして、残りの借金が約3億になっております。この高利な借金は、平成32年度には、完済予定となります。

森田会長： 他には、いかがでしょうか。よろしいですか。

(質問・意見なし)

質問に対する回答を含めて、今日も熱心な議論をしていただいたと思います。

概ねの方向としては、今回は料金の見直しは行わず、今後の公営企業会計に移行後、また、経営戦略の策定後に、再度、検証するということになると思います。

皆さんがよろしければ、そういった方向にしたいと思ひますし、更にこの審議会は市長からの諮問を受けて、答申となります。その方向に基づいて、私と副会長と事務局で答申、諮問に対する回答文を作成したいと思ひます。

それは、次回の審議会で皆様にお諮りして、審議会として答申するという段取りでやりたいと思ひますけれども、それでよろしいですか。

(異議なし)

森田会長 では、そういう方向にまとめたいと思ひます。

他には、ご質問やご意見がないようですので、第2回の下水道事業審議会を閉会したいと思ひます。

【 午後3時15分閉会 】

平成29年10月10日

市川市下水道事業審議会

会長 森田 弘 昭